

「佐久市耐震改修促進計画（改定）」の概要

(本文 P12~23)

改定要旨

佐久市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づき、平成19年度から令和2年度までを計画期間とする「佐久市耐震改修促進計画」を策定し、市内の既存建築物の耐震化を促進してきました。今回の改定にあたっては、耐震化の現状を踏まえ、引き続き既存建築物の耐震化に取り組むため、計画期間を令和7年度まで5年間延長します。

1 計画策定の趣旨

(本文P1~P11)

○ 計画の目的及び位置付け

本計画は、平成20年3月に耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国による基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することで、今後予想される地震に対して、建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定しました。

○ 計画期間

平成19年度から令和7年度までの19年間(5年間延長)

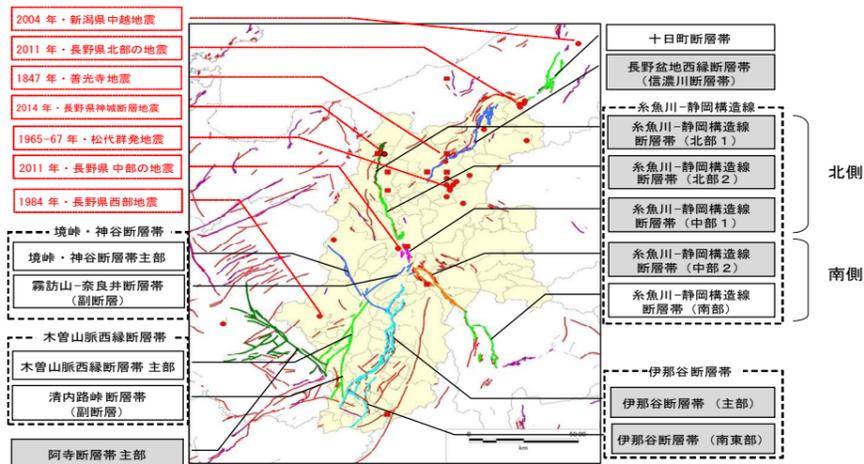
○ 本計画の対象とする建築物

- ・住宅
 - ・特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物)
 - ・要緊急安全確認大規模建築物
 - ・公共建築物
- 注)一定規模以上の建築物・・・本文P36別表1

○ 想定される地震と被害状況

第3次長野県地震被害想定調査報告書(H27. 3)の中で、県内の6つの内陸型地震と南海トラフ地震及び東海地震を想定し、各地の震度や液状化の危険性のほか、人的・物的な被害を予測しています。

佐久市ではこれらの地震が発生した場合、一部で、震度6弱が予測されています。

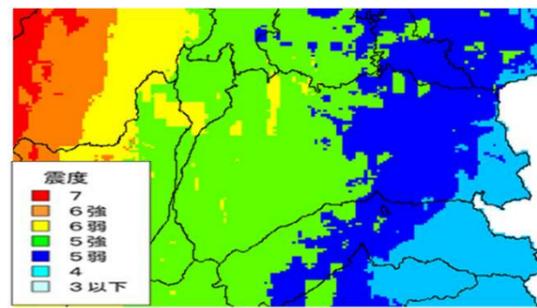


佐久市における被害想定

想定地震	最大震度	建物被害(単位:棟)		人的被害(単位:人)			
		全壊	半壊	死者	負傷者	負傷の内重傷者	避難者
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	6弱	20	200	*	50	10	560
南海トラフ地震	5強	*	*	*	30	10	30
東海地震	5強	0	0	*	*	*	*

※ *わずか

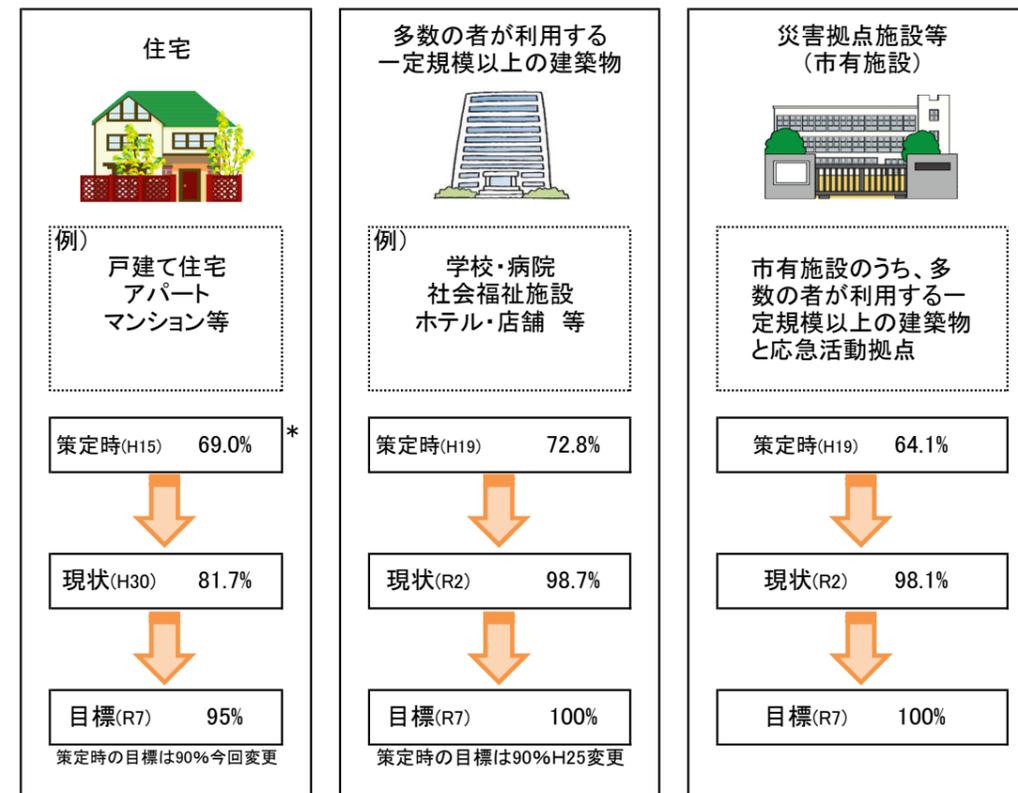
※ 平成27年度策定の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を参照



糸魚川-静岡構造線断層帯(全体)の地震の地表震度分布(マグニチュード:8.5)(第3次長野県地震被害調査報告書にて佐久市の震度が最大となるケース)

2 耐震化の現状と目標

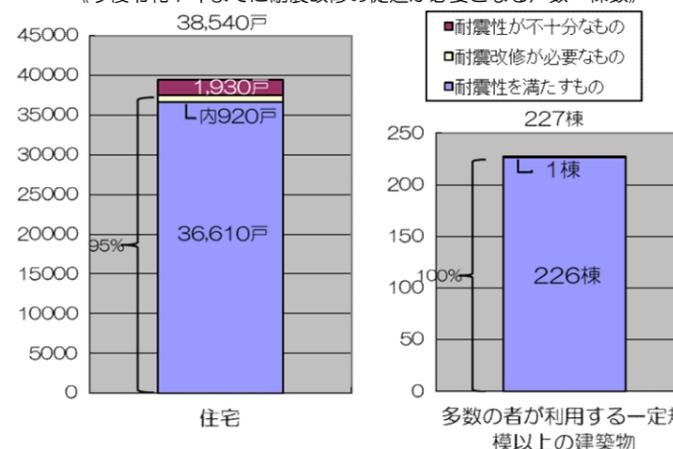
耐震化率の現状は、当初に比べ向上しているものの目標に達していない状況です。そのため、引き続き耐震化を促進するため、計画期間を5年間延長します。



○ 「住宅」と「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」の耐震化の目標を達成するために

目標の達成に向けては、令和7年度末までに、建替等に伴う更新または取壊しにより減ると予想される耐震性を満たさない建築物の戸数に加え、市民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては920戸、多数の者が利用する一定規模以上の建築物にあっては1棟の、耐震改修の促進が必要になります。

《今後令和7年までに耐震改修の促進が必要となる戸数・棟数》



「佐久市耐震改修促進計画（改定案）」の概要

(本文P21、P23)

○ 災害拠点施設等(市有施設)の耐震化率の現状及び目標を達成するために

公共建築物(市有施設)は、平常時に不特定多数の市民が利用するほか、災害時には庁舎・学校・社会福祉施設等、多くの市有施設が防災拠点や避難所として活用されます。このため、速やかに耐震化を図る必要があります。耐震化については、施設の耐震性及び老朽度を勘案し、建替えの可能性も視野に入れ優先度の高い施設から順次耐震化を推進してきた結果、目標達成間近となっています。引き続き耐震化を推進していきます。

◆ 対象となる災害拠点施設等(市有施設)

① 災害対策本部	: 本庁舎、支所庁舎等
② 避難施設	: 小中学校、体育館
③ 診療施設	: 病院・診療所
④ 被災時要援護者が利用する建築物	: 社会福祉施設等
⑤ その他(例:集会所・旅館・美術館等)	: 上記以外の用途 (例:佐久平交流センター・国民宿舎もちづき荘、近代美術館等)

建築物の分類	① 本庁舎、支所庁舎、消防署等	② 小中学校、体育館	③ 病院、診療所	④ 社会福祉施設等	⑤ 左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	6	75	5	7	11	104
耐震性を満たすもの (b=d+f)	5	74	5	7	11	102
耐震化率 (c=b/a)	83.3%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	3	55	4	7	11	80
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	3	20	1	0	0	24
耐震性を有するもの (f)	2	19	1	0	0	22
耐震性がないもの (g)	1	1	0	0	0	2



令和7年における耐震化率の目標	100%
-----------------	------

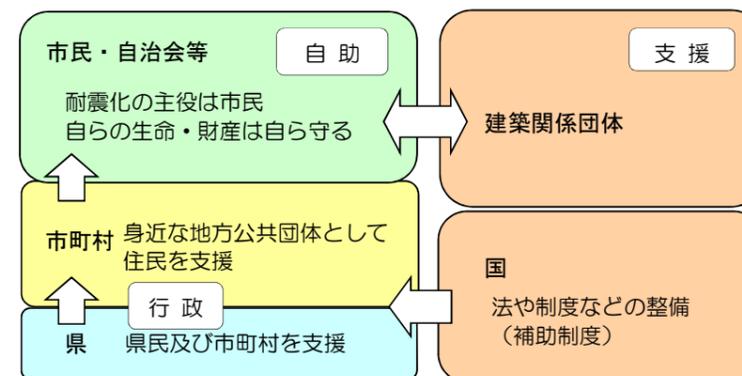
(本文P25、P26、P29)

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○ 耐震化の推進に向けた役割分担

- ◆ 住宅・建築物の耐震化の推進のためには、住宅や建築物の所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題として捉え、自助努力により取り組むことが不可欠です。また、行政(国、県及び市)は、これら所有者の取組みを支援するため、所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、引き続き負担軽減のための必要な支援を行い、関係団体等と連携して必要な施策を実施します。

<役割分担のイメージ>



○ 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策や安心して耐震化が行える環境整備

- ◆ 住宅の耐震診断・補強に対し支援を行います。
- ◆ 所有者へのリーフレットの送付、広報紙やFM佐久平などの活用により、周知を図ります。

<耐震化を促進するための補助事業>

	区分	耐震診断	耐震改修(補強)
国・県・市による補助	対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅	
	助成内容	耐震診断士の派遣に要する経費に補助	耐震改修(補強)工事に要する経費に補助
	補助対象経費	耐震診断6.5万円/戸	改修工事費の8割(補助限度額100万円)
	補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4	国 : 2/5 県 : 1/5 市 : 1/5 所有者 : 1/5
市による上乗せ補助	助成内容	耐震改修促進リフォーム工事	
	補助対象経費	60万円/戸	
	補助率	市 : 1/2 所有者 : 1/2	